［削る。］

［削る。］

⒀　連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（⑿の規定により最近２連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、⑿ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（連結財務諸表規則第96条又は第192条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⒁　連結株主資本等変動計算書

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（⑿の規定により最近２連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、⑿ただし書に規定する中間連結貸借対照表（法第24条の５第１項の表の第１号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものを除く。）を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書（連結財務諸表規則第192条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⒂　連結キャッシュ・フロー計算書

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書（⑿の規定により最近２連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ｂ　次の連結会計年度における第２四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度における第２四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下⑿において「第３四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の連結会計年度における第２四半期連結会計期間

ｃ　次の連結会計年度における第３四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度に係る連結貸借対照表の記載が可能となる日までの期間　当該次の連結会計年度における第３四半期連結会計期間

⒀　［同左］

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（⑿の規定により最近２連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、⑿ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（四半期連結財務諸表規則第５条の３に規定する比較情報を除く。以下⒀において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより、当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書も併せて掲げること。なお、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。

また、⑿ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⒁　［同左］

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（⑿の規定により最近２連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、⑿ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⒂　［同左］

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書（⑿の規定により最近２連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書）を掲げること。